

◆平成 30 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業について

*平成 30 年 4 月 1 日より、事業の内容が変更となります。

*サービス単位、加算、地域区分（以下「単位等」という）につきましては、基本的に国が定めた予防給付の数値となります。

このため、国が示す予防給付又は総合事業の単位等が変更した場合は、立川市の総合事業の単位等も準じて変更しますので、予めご了承ください。

*なお、平成 30 年 2 月 9 日付文書で厚生労働省老健局振興課より文書での事務連絡が次のとおりありました。

「前略～平成 30 年度以降の総合事業の単価について、加算を創設するなど、改正することとしました。～中略～単価改正は、平成 30 年 10 月 1 日施行を予定しています。ただし、地域区分については、～中略～平成 30 年 4 月 1 日施行とする予定です。」

以上のことから、平成 30 年 10 月 1 日以降に単価等の変更が予想されます。

国から変更の内容が示され次第、お知らせします。

*以下、平成30年4月1日からの総合事業の内容です。

1.訪問型サービス

ア) 身体

- ・事業所基準：国基準（東京都指定）
- ・サービス提供者：ヘルパー（有資格者）
- ・サービス単位：国が定めた単位とする。

*平成30年2月1日時点での単位

週1回利用 月1,168

週2回利用 月2,335

（要支援2または要支援1のうち特別な事情がある場合）

週3回利用 月3,704

（要支援2のうち特別な事情がある場合）

- ・地域区分：4級地 *平成30年2月1日現在10,84円

- ・加算：（1）初回加算
- （2）生活機能向上連携加算
- （3）介護職員処遇改善加算

(4) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者

20人以上にサービスを行う場合の減算

(5) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配

置している場合の減算

・対象者：要支援認定を受け、かつサービス内容が身体介助の場合

・その他：①退院等、突発的かつ緊急性がある場合は、週の利用限度を超えて

利用することも認めるものの、月の単位の上限は超えないものとする。

②複数の事業所利用は原則不可

イ) 家事

・事業所基準：国基準（東京都指定）または市基準（立川市指定）

・サービス提供者：ヘルパー（有資格者または生活支援サポーター）

・サービス単位：国が定めた単位とする。

*平成30年2月1日時点での単位

(1) ヘルパー（有資格者）

週1回利用 月1,168

(要支援または介護予防アンケートによる事業者対象)

週2回利用 月2,335

(要支援 2 または要支援 1 のうち特別な事情がある場合)

週 3 回利用 月 3,704

(要支援 2 のうち特別な事情がある場合)

・その他：①退院等、突発的かつ緊急性がある場合は、週の利用限度を超えて

用することも認めるものの、月の単位の上限は超えないものとする。

②複数の事業所利用は原則不可

・加算：(1) 初回加算

(2) 生活機能向上連携加算

(3) 介護職員処遇改善加算

(4) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者

20 人以上にサービスを行う場合の減算

(5) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配

置している場合の減算

(2) 生活支援サポーター

・サービス単位：国が定めた単位の 93%相当とする。

週 1 回利用 月 1,086

(要支援または介護予防アンケートによる事業者象)

週 2 回利用 月 2,172

(要支援 2 または要支援 1 のうち特別な事情がある場合)

週 3 回利用 月 3,445

(要支援 2 のうち特別な事情がある場合)

・その他：①退院等、突発的かつ緊急性がある場合は、週の利用限度を超えて

用することも認めるものの、月の単位の上限は超えないものとする。

②複数の事業所利用は原則不可

・地域区分：4 級地 * 平成 30 年 2 月 1 日現在 10. 84 円

・加算：(1) 初回加算

(2) 生活機能向上連携加算

(3) 介護職員処遇改善加算

(4) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者

20 人以上にサービスを行う場合の減算

・対象者：要支援認定または、介護予防アンケートによる事業者対象者で、かつ

サービス内容が家事支援の場合

・その他：①退院等、突発的かつ緊急性がある場合は、週の利用限度を超えて

利用することも認めるものの、月の単位の上限は超えないものとする。

②複数の事業所利用は原則不可

ウ) 短期集中型サービス（サービスC） * 予定

- ・サービス内容：機能維持プログラムを自宅で 30 分×12 週
- ・事業所基準：市基準（立川市指定）で市が委託契約を交わした事業所
- ・サービス内容：機能維持プログラム（柔道整復師会）
- ・サービス単位：1 回 250
- ・地域区分：その他（10 円）
- ・加算：なし
- ・本人負担：1 割
- ・対象者：28 年 4 月以降に要支援の認定または介護予防アンケートの方で、ケアマ

ネジメントにより当該事業が適していると判断した方

2.通所型サービス

ア) 1 日デイ

- ・事業所基準：国基準（東京都指定）
- ・サービス提供時間：5 時間以上
- ・サービス単位：国が定めた単位とする。 * 平成 30 年 2 月 1 日時点での単位

要支援 1 及び介護予防アンケートによる事業対象者 月 1,647

要支援 2 月 3,377

・地域区分：4級地 *平成30年2月1日現在10.54円

・加算及び減算：

*平成30年度から実施するもの

(1)生活機能向上グループ活動加算

(2)運動器機能向上加算

(3)栄養改善加算

(4)口腔機能向上加算

(5)サービス提供体制強化加算

(6)介護職員処遇改善加算

(7)若年性認知症利用者受入加算

(8)選択的サービス複数実施加算

(9)事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に

介護予防・生活支援サービス事業通所型サービスを行う場合の減算

(10)定員超過、看護、介護職員が欠員の場合の減算

*平成31年度から実施するもの

(1)事業所評価加算

・対象者：要支援及び介護予防アンケートによる事業対象者

・その他：複数の事業所利用は不可

イ) 半日デイ

- ・事業所基準：国基準（東京都指定）
- ・サービス提供時間：3時間以上5時間未満
- ・サービス単位：国が定めた単位の90%相当とする。

＊端数処理は四捨五入とする。

要支援1及び介護予防アンケートによる事業対象者

月 1,482

要支援2 月 3,039

- ・地域区分：4級地 ＊平成30年2月1日現在 10.54円
- ・加算及び減算：1日デイと同様
- ・対象者：要支援及び介護予防アンケートによる事業対象者
- ・その他：複数の事業所利用は不可

ウ) 短期集中型サービス（サービスC）

- ・サービス内容：機能維持プログラムを柔道整復師会会員の施術所で

60分×12週

- ・事業所基準：市基準（立川市指定）で市が委託契約を交わした事業所
- ・サービス内容：機能維持プログラム（柔道整復師会）

- ・サービス単位：1回 250
- ・地域区分：その他（10円）
- ・加算：なし
- ・本人負担：1割
- ・対象者：28年4月以降に要支援の認定または介護予防アンケートの方で、ケアマネジ
メントにより当該事業が適していると判断した方

3.ケアマネジメント業務

- ・ケアマネジメント単位
 - ①ケアマネジメント：430
 - ②初回加算：300
- ・地域区分：4級地 *平成30年2月1日現在 10.84円
- ・委託料：90%